

君津中央病院企業団議会 平成19年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成19年12月13日をもって平成19年12月27日16時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 石井量夫、3番 川畑喜代志、4番 藤井 修、
5番 大瀬 洋
6番 武次治幸、7番 高橋謙治、9番 平野和夫、10番 小野光正、
11番 福原孝彦

欠席議員

8番 三平正昭、12番 鈴木啓二郎

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 内山輝雄、総務課主査 亀田 陽一郎

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、監査委員 鈴木昭一、監査委員 鈴木征二、病院長 磯部勝見、

事務局長 木村茂俊、事務局次長 佐藤貞雄、事務局次長 元木貞雄、
経営企画室長 鶴岡幸夫、総務課長 吉堀正廣、財務課長 小河源茂之、
管財課長 鈴木敏雄、医事課長 山崎博史、

副院長 田中 正、副院長兼看護学校長 鈴木紀彰、分院長 桐谷好直、医務局長 柴 光年、

地域医療センター長 高橋秀禎、医療技術局長 土屋俊一、看護局長 長谷川和子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

・議案第1号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の制定について

(補足説明、質疑、討論、採決)

・議案第2号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の制定について
(補足説明、質疑、討論、採決)

- ・議案第3号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算
(第3号)について
(補足説明、質疑、討論、採決)
-

(午後4時00分開会)

<議長>

全員協議会に引き続きまして、ただいまから企業団議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成19年12

月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

企業長からごあいさつをお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

平成19年もいよいよ押し詰まりまして、現年度の締めくくりと来るべき20年度の準備に努

めておりますが、現下の企業団の病院事業の状況は、医師と看護師確保が最大の課題であります。

医療の提供について一部ご不便を来しており、議員の方々を初め4市執行部の方々、市民の皆さま

にもご心配やご迷惑をおかけしておりますが、私が先頭に立って獲得に向けてさらに努力を続

けてまいります。

次に、経営の状況ですが、11月末時点の8カ月の実績で本院が病院附属看護学校事業も含め

まして660万円の赤字、分院が5,200万円の黒字、企業団総体で約4,500万円ほどの

黒字となっております。患者数の減少傾向など厳しい状況は今後も続くものと予想されますので、

収益の確保と費用の節減に引き続き努めることといたします。

さて、本定例会では、任期付職員の採用に関する条例及び医師研究資金貸付条例という2件の

新規制定条例案、並びに補正予算、合わせて3件の議案を提案させていただいております。よろ

しく御審議くださいますようお願い申し上げます、招集のごあいさつといたします。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

君津市におきましては小倉義雄議員、榎本貞夫議員が企業団議員を辞職され、新たに藤井修議員、大瀬洋議員が選出されました。

それでは、藤井修議員、大瀬洋議員、2人の議員から、ただいまの順で自席にて結構でございます、ごあいさつをいただきたいと思っております。

<4番 藤井 修議員>

それでは、自席からごあいさつ申し上げます。

君津市議会選出の藤井修でございます。

当君津中央病院企業団、まさに人の健康と命を守り、ひいては4市市民が安心な市民生活を求める、そのシンボリックな施設であり事業だというふうに認識しているわけでございますけれども、しっかりと研鑽しその役割を果たしていきたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしくごあいさつをいただきます。

<議長>

ありがとうございます。

続きまして、大瀬洋議員。

<5番 大瀬 洋議員>

ただいまご紹介いただきました大瀬でございます。

このたび君津市議会推薦によりまして、君津中央病院企業団議会議員ということで皆さん方と研鑽をさせていただきたい、このように思っております。

この地域の中核の病院として果たすべき役割をどういうことで果たしていくかということをしつかり勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくごあいさつを申し上げます。

よろしくごあいさつ申し上げます。

<議長>

次に、監査委員から、地方自治法第199条の4の規定による定期監査の結果について報告がありました。お手元に写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりです。日程表に基づき進行いたします。

日程第 1 議席の指定について

日程第 1、議席の指定を行います。
議席は議長において指定いたします。
藤井修議員、4 番、大瀬洋議員、5 番に指定いたします。

日程第 2 会期の決定について

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3 会議録署名議員の指名について

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 9 4 条の規定により、平野和夫議員及び小野光正議員を指名します。

日程第 4 議案の上程

日程第 4、議案の上程を行います。
本日上程の議案は 3 件でございます。
朗読につきましては省略し、上程されている議案について提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の制定については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、企業団内部ではすぐには得がたい専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用できるようにするため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第2号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の制定については、千葉県が、県内の医師の不足する地域の医療機関における医師確保を図ることを目的とし、市町村や市町村の一部事務組合が実施する県外からの医師招聘に関する事業に対して補助制度を設けたことから、医師確保対策の一環として、県の制度を活用するために必要な条例を新たに制定しようとするものでございます。

議案第3号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）については、議案第2号の君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の制定に伴い、該当する医師を採用することとなった場合において、千葉県の補助金を受け入れるとともに、企業団として研究資金を貸し付けるため、必要な予算を補正しようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終了しましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題いたします。

補足説明をお願いいたします。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第1号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例について、補足説明いたします。

1ページをごらんください。

本条例は、平成14年から施行された地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、医師不足等、医療環境の厳しい状況の中で、迅速かつ的確な対応を図るために必要な人材を確保すべく、民間等外部にいる医療技術、経営企画などについて専門的な知識経験を持つ人材を期限つきで採用できるようにするための条例でございます。

条例の内容でございますが、第1条では法に基づく条例である旨の趣旨を、第2条では任期付職員に従事させる場合の具体的な要件として、採用しようとする職員の育成に相当な期間が必要のために企業団では早急に対応できない場合など4つを規定し、ほかに採用は選考によることを規定しているところでございます。

第3条では、更新には本人の同意が必要なこと。

第4条は、規則への委任規定であります。

なお、任期につきましては、条例ではなくて、法第6条第1項で5年を超えない範囲で任命権者、企業団では企業長でございますが、企業長が定めるものとされているところでございます。

選考は公募のみとさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明は終わりました。

直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑を終結と認め、討論を省略し採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の制定についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第2号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例について、補足説明いたします。

3ページをごらんください。

本条例は、千葉県と一体となって、企業団が千葉県外から医師を招聘する場合、その医師に対し、研究のための資金を貸し付けることができるものとし、採用後に一定期間、診療に従事してもらうことにより、貸付金を免除するなどの措置をとることにより、医師の招聘を効果的に行うことを目的に制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は、招聘する医師は企業団にとって特に充実する必要がある科目に従事する者を対象としていることなどを規定し、第2条では、貸付けは研究の目的で行われることと、医師免許取得後5年以上診療に従事した者であることを規定。

第3条では、貸付金額は年額で240万円とすること、その利率は年10%とすること。

第4条は、貸付期間は最高2年とすること、第5条では申請及び決定の手続について、第6条では、死亡した場合など既に決定した貸付けの取り消しを規定しているところでございます。

第7条でございますが、貸付期間の満了等による返還について。

第8条では返還の免除でございますが、第1項では、全額免除される場合として、研究資金の貸付期間と同じ年数を企業団で診療に従事した場合や、業務上の事由により死亡した場合等といったしまして、第2項では、期間が満たないが企業団の病院で診療に従事したことや、業務外の死

亡、災害、病気等の事由で全額または一部の免除ができる旨の規定をしているところでございます。

第9条では、企業団の病院での診療業務の年数が貸付期間に満たなかった場合や、災害、病気等の場合における返還の猶予を規定し、第10条では、返還の免除や猶予がないにもかかわらず研究資金を返還しなかった場合には年14.6%の延滞利息を支払うことを規定しているところでございます。

第11条は規則への委任規定でございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、千葉県と同様、効力につきましては平成22年3月31日までとさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

1番、石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

では、ちょっとお聞きします。例えば千葉大のお医者さんが沼津に病院がありますよね、出張先病院が。そこに勤めている方を今度は千葉大を介してこっちへ帰った場合も、やっぱりこれは適用されますね。そういうことでしょうか。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

千葉大学の各講座の医局といいますか、その人事によって動く医師というものは、千葉大学には県から別の補助金を出しているの、適用ないということでございます。

<1番 石井 勝議員>

わかりました。

<議長>

よろしいですか。

ほかにございますか。

11番、福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の制定について質疑を行います。
第3条の研究資金の貸付金額は年額240万円とするというふうにありますけれども、金額の
査定はどのように行ったのか、確認をしたいと思います。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

県から交付される補助金が、2分の1補助でございますが120万円であり
ます。私どもの企
業団から県と同額の120万円ということで、240万円ということでござい
ます。

<議長>

11番、福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

11番、再質問を行います。

ただいまの金額ですけれども、全協でもご意見がありましたけれども、研究
資金の貸付金額は
他の医療機関と比較した場合、魅力ある金額だというふうに考えているのでし
ょうか。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

魅力と申しますと、年収1,000万円を超えるような方々に対して魅力と
いうようなことは
なかなかないのかもしれませんが。県の施策を活用して、県からの援助もいただ
きながら行うとい
うことでございます。

そして、独自にということであれば、先ほどご可決を賜りました任期付職員
ということで、5
年を限度としてでございますが、給料表は別に定めるというように考えており
ます。それをもっ
て優遇、本当に必要な特定科の先生については当院独自の優遇策は可能であ
ると考えている次
第でございます。

<議長>

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
討論を省略し採決したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決いたします。
議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。
議案第2号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の制定については、
原案のとおり可決
されました。

続いて、議案第3号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)につ
いてを議題といたします。

補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第3号について補足説明いたします。

補正予算に関する説明書、7ページの補正予算実施計画書の方をごらんください。

これは君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の施行に必要な予算措置を
しようとするもの
でございます。

貸付金につきましては企業団に対する千葉県の補助事業で、補助基準額は招聘
医師1人当たり

240万円で、補助率は2分の1となっているところでございます。このこと
から、資本的収入

及び支出予算を補正することといたしまして、収入で第1款第3項第1目の国
県補助金で、千葉

県医師確保推進事業補助金として120万円増額補正し、支出で第1款第3項
第2目長期貸付金

で、医師研究資金貸付金として240万円増額補正しようとするものでござい
ます。

なお、補正による収支差額につきましては、過年度分留保資金で補てんする
ものいたします。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりましたので、質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑終結と認め、討論を省略し採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)については、
原案のとおり可決されました。

以上ですべての議案を議了いたしました。

企業長よりごあいさつをお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会終了に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、もう今年も数日ということで大変お忙しい中企業団議会を開かせていただきまして、
まことにありがとうございます。

日ごろは本当に4市の皆さんにいつもお世話になっておりまして、特に多額の負担金をいただ
いております。本当にありがとうございます。

今日、議員の方々のいろいろご意見を伺っておりまして、本当にいろいろな
角度からご意見を
いただいて、まさにそのとおりだろうと思います。

とにかく今の医療制度の中で大変矛盾が多いといいますが、前回の議会でも
申し上げたかもし
れませんが、診療報酬の引き下げというのが昨年あったわけでありましてけれど
も、それもいろいろ

ろ後でうかがってみますと、医療の内容に関して検討して、そして医療費の引き下げをしたのではない。官邸で行われたとか、財務省主導で行われたとか、プライマリーバランスを考えての議案だったとか、いろいろ話がございしますが、とにかくそれで昨年から今年にかけて地域医療が崩壊するという声盛んに出始めた。そして、医師確保対策あるいは看護師の確保対策に大変苦労しているということで、そういう点が非常に最近では社会的にも問題になってきている。医療と教育は社会的資本であると、そういうことが大変叫ばれてきているわけでございます。

ということで、とにかく当院も、特に泌尿器科の医師の確保に苦労しているわけですが、千葉県下の国保病院関係、大変厳しい状況になっているところがたくさんございます。

しかし、いずれにしても、医療の世界では、4市の皆さんに良い医療を提供していくということだけはやはり崩せないというふうに私いつも考えておりますし、といって、病院をどうやって運営していくか、やはり良い形にいくようにしなければならないということも、これも大きなテーマでございます。

次年度にかけて今一番大切なのは、先ほどあいさつで申し上げましたが、特に医師の確保と看護師の確保、人をとにかく確保することが重大で、大変重点的な課題であろうというふうに考えておりますので、そういう点を十分考慮して、そして良い病院運営ができますように頑張りたいと考えております。

なかなか最近では一生懸命に動いても、例えば大学病院をあっちこっちもう本当に一生懸命動いても、その結果がなかなか思うように出ない。昔は結果が出ました。結果が出ないというのは、先ほどお話し申しあげましたが、最近では大学病院の教授とか医局長の権限というのが非常に薄くなったということで、人の管理というのが難しい世の中になってきたということが一つは大きな問題ではないかなというふうに感じております。

それから冒頭に申し上げようと思ったのですが、今度君津市の方から藤井議員、大瀬議員にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。今日の議会でお聞きのおり、大変難しい問題がたくさんございますので、今後ともいろいろアドバイスをちょうだいしたいと、こういうふうに考えております。

それでは、本当に今日はどうもありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午後4時23分閉会)